

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成24年9月28日付け24医大健第139号で行った公文書不開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成24年9月14日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「本年9月11日の県民健康管理調査検討委員会で報告され、確認された甲状腺がんの被験者（1例）の被ばく線量、推定被ばく線量に関するあらゆる資料」との内容で、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成24年9月28日付けで、本件開示請求に係る公文書は取得・作成していないため保有していないとの理由で不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年10月2日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 これに対して実施機関は、平成24年11月7日付け24医大健第182号により異議申立人に補正を求め、異議申立人は平成24年11月12日付けでその補正を行った。また、異議申立人が補正を拒否した部分について、実施機関は平成24年12月10日付け24医大健第212号により実施機関の解釈を通知した。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立ての理由は、異議申立書によると次のとおりである。
  - (1) 実施機関は対象文書について「取得・作成していないため、保有していない」と「不存在」を主張しているが、実施機関の調査担当者である教授は、確認された甲状腺がんの症例に関し、東京電力福島第一原子力発電所事故による被ばくとの因果関係を否定する理由として「チェルノブイリ事故（のような高線量被ばく）でさえ甲状腺がん発生まで最短で4年」、「広島、長崎のような高い外部被ばくも本県では起きていない」などと記者らに語っている。科学者として、こういう主張、判断をするためには当該症例患者の被ばく線量を認識しない限りは不可能であり、その点からも今回の「不存在」の回答は極めて不誠実であり、場合によっては存在を隠蔽する虚偽であることが強く疑われる。
  - (2) 異議申立人が平成24年9月11日に行った公文書開示請求は、当初、県庁の原子力災害及び県民健康調査の担当部局で受理されるということが、窓口受付職員による

担当課への確認のうえで異議申立人に告げられたが、その後帰ろうとする異議申立人が呼び止められ、改めて福島県立医科大学に回付されることが通知された。ここには、今回の県立医大の処分決定の前に県庁の担当課の役割分担・責任分担に関する「判断」が入っているが、それはあくまで「役所の都合による役所の判断」に過ぎず、当該公文書は情報公開条例の趣旨に則り、福島県立医科大学のみならず、あらゆる存在可能性のある県庁内部署で誠実に検索・調査され、公開されるべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件開示請求に係る公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 本件開示請求に係る公文書について

異議申立人は、本件開示請求において「本年9月11日の県民健康管理調査検討委員会で報告され、確認された甲状腺がんの被験者（1例）」と記していることから、当該特定人物の被ばく線量又は推定被ばく線量が記載された公文書と解した。「被ばく線量」とは線量計等により計測された外部被ばく線量又はホールボディカウンタ等により計測された内部被ばく線量の値であり、「推定被ばく線量」とは県民健康調査の基本調査により平成23年3月11日から4か月間の行動記録を基に算出された外部被ばく線量の推計値であると解した。

##### 2 本件処分の理由について

実施機関では、「被ばく線量」の測定を行っておらず、市町村や福島県が測定を行っているものの、当時それらのデータを入手することがなかったため、「被ばく線量」を記載した文書は保有していない。

また、実施機関では、県民健康調査の基本調査について、当該特定人物からの回答を得ていなかったため、「推定被ばく線量」を記載した文書は保有していない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書は、福島県が実施している県民健康調査の甲状腺検査において甲状腺がんと診断された者（1名）の被ばく線量又は推定被ばく線量を記載した公文書（以下「本件公文書」という。）であると考えられる。

##### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、当該人物の「被ばく線量」を記載した文書について、被ばく線量の計測が実施機関の業務となっていないこと、計測している他の団体からの取得も行われていないことを説明している。また実施機関は、「推定被ばく線量」を記載した文書について、実施機関が行っている県民健康調査の基本調査において当該人物からの調査票が提出されていないことを説明している。

実施機関は福島県からの委託により県民健康調査の各調査を実施しているが、線量計やホールボディカウンターによる被ばく線量の計測は実施機関に委託された調査項目には含まれていないことや、本件処分の時点において県民の健康情報をデータベ

ス化する取組みが具体化していなかったことなどから、実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められない。

異議申立人は、実施機関の担当者の発言は当該人物の被ばく線量を認識しない限り不可能であると主張しているが、基本調査で得られた被ばく線量のデータを集計することにより地域別の被ばく線量の分布は明らかになっており、それに基づく発言であるという実施機関の説明に不自然な点はなく、その他本件公文書の存在を認めるに足りる事情や、本件公文書を取得・作成すべき特段の事情も認められない。

なお、異議申立人の主張のうち、第3の2(2)に掲げた部分については、次のことが認められるため、当審査会での審議は必要ないものと判断した。

本件異議申立てを受け、別の実施機関（福島県知事）においても本件開示請求内容について確認し、その結果当該人物を特定しうる情報を取得していないため該当する公文書の有無を確認できないとの理由で不開示決定を行っており、すでに保有可能性のある複数の実施機関で対応している。

### 3 その他

本件処分に係る通知書には、開示しない理由として「開示請求に係る公文書については、取得・作成していないため保有していません」とだけ記載されており、また実施機関によると異議申立人に対して理由を説明する機会もなかったとのことであるので、異議申立人に対する説明が十分でなかったことは否めず、決定に当たり通知書には不存在と判断した理由をできる限り具体的に記載することが望ましかったと考えられる。

### 4 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月12日	・ 諮問書受付 ・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年 1月16日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成25年 1月22日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成25年11月27日 (第214回審査会)	・ 異議申立ての経過説明
平成25年12月18日 (第215回審査会)	・ 審議
平成26年 1月21日 (第216回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成26年 2月21日 (第217回審査会)	・ 審議
平成26年 3月10日 (第218回審査会)	・ 審議
平成26年 4月16日 (第219回審査会)	・ 審議
平成26年 6月18日 (第221回審査会)	・ 審議
平成26年 7月16日 (第222回審査会)	・ 審議
平成26年 8月25日 (第223回審査会)	・ 審議
平成26年 9月24日 (第224回審査会)	・ 審議
平成26年10月29日 (第225回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長